

参考資料：高次脳機能障害と家族のケア（渡邊修吾）
高次脳機能障害（千葉県千葉リハビリテーションセンター）

障害者手帳の種類

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳

障害者手帳を取得されると福祉サービスなどが受けやすくなります。申請の窓口は市町村です。

- 福祉サービスとして、
自立支援、就労移行支援、生活介護、短期入所、居宅介護などを利用できることも考えられます。
- 就労の際に障害者雇用枠の適用があります。
一定規模以上の事業所の事業主は障害者の雇用率の達成が義務づけられています。職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援事業などの制度もあります。
- 優遇措置…所得税、住民税などの控除、公共施設利用料の減免、携帯電話利用料金の割引制度などがあります。障害等級によって、適用幅に相違がある場合もあります。

★高次脳機能障害者は障害者手帳を所持していなくても、診断書により障害者総合支援法のサービス利用が可能です。その場合は1年毎に診断書の提出が必要です。

障害年金

厚生年金や共済年金、国民年金の被保険者であることが必要ですが、国民年金加入の義務のない20歳未満であっても貰えます。

*年金の申請には、かなりのエネルギーが必要です。困ったときは、病院での専門家に相談してみましょう。

- 誰が対象ですか？
該当する疾患のある人。初診日の属する月の前々月までに保険料の納付期間が3分の2以上あること（特例として初診日が平成28年4月1日より前の場合、初診日の属する月の前々月までの過去1年間に保険料滞納月がないこと）が保険料納付要件です。
- いつ手続きをすればよいですか？
初診のときと、その1年6ヶ月後に、症状の改善が見られず、障害程度が一定の重さである場合に申請できます。また1年6ヶ月が経過した後も、障害の程度が重くなった場合に申請できます。
- どれくらいの金額が貰えますか？
障害の程度、納付期間等によって異なります。

精神障害者保健福祉手帳（有効期限2年間）※要更新

高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。申請時に必要な診断書は精神科医だけでなく、リハビリテーション医や神経内科医、脳神経外科医等も可能です。高次脳機能障害の主要症状と日常生活への影響や困っている点について具体的に記載してあることが重要です。診断書は初診日から6ヵ月以上を経ってから作成してもらい、作成日から3ヵ月以内に申請する必要があります。

※ 診断書記入例は、国立障害者リハビリテーションセンターのHPに掲載してあります。

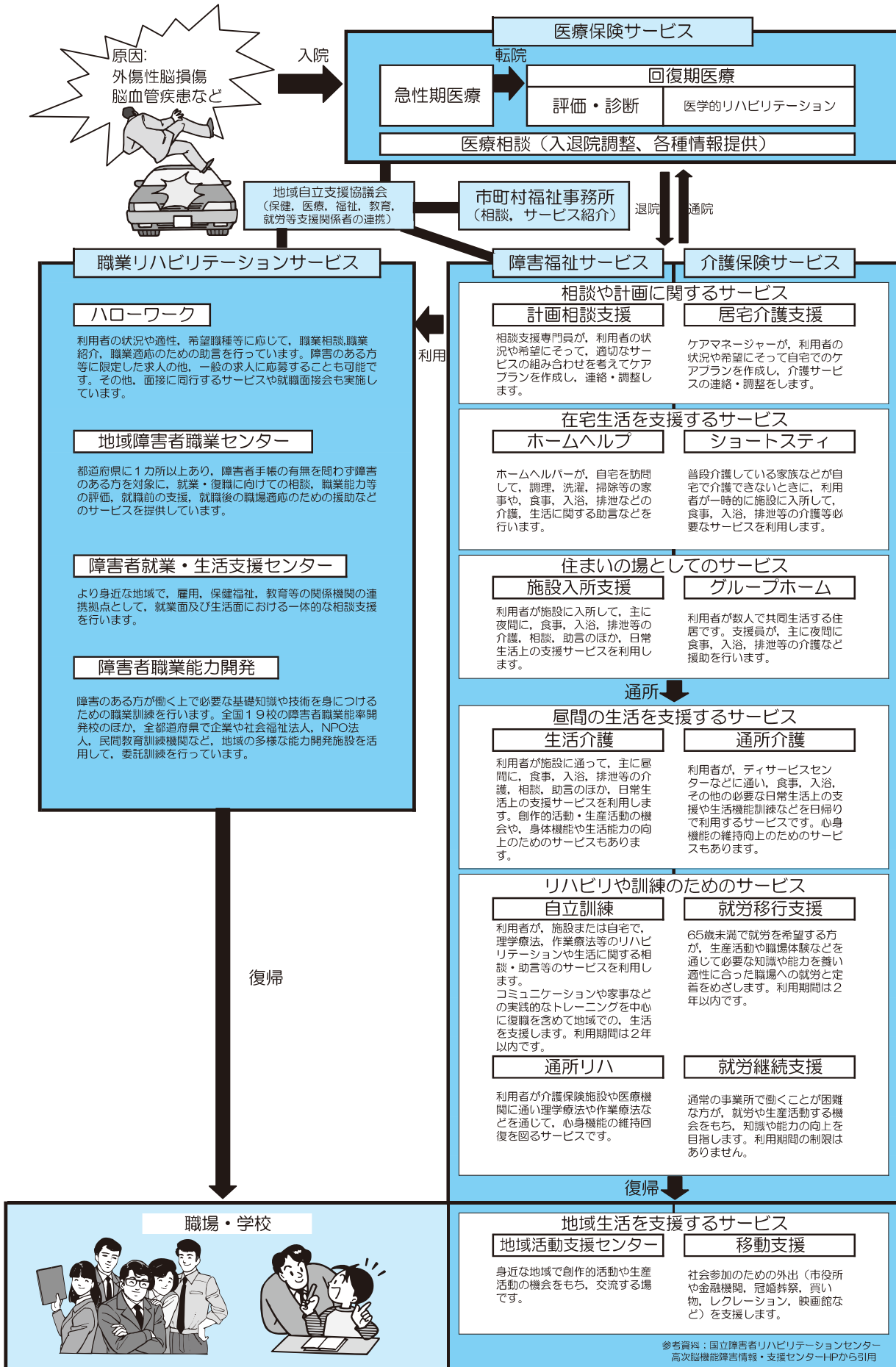
ICD10による高次脳機能障害診断基準の対象となるもの

F04器質性健忘症候群、アルコールその他の精神作用物質によらないもの
F06脳の損傷及び機能不全並びに身体疾患によるその他の精神障害
F07脳の疾患、損傷及び機能不全による人格及び行動の障害

参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター
高次脳機能障害情報・支援センターHPから引用

受傷・発症から社会参加までに関連するサービス

外傷性脳損傷や脳血管疾患などにより高次脳機能障害が残った場合に、地域生活に戻るまでには下の図のようなサービスがあります。



ハローワーク

利用者の状況や適性、希望職種等に応じて、職業相談、職業紹介、職業適応のための助言を行っています。障害のある方等に限定した求人他、一般の求人にも応募することも可能です。その他、面接に同行するサービスや就職面接会も実施しています。

地域障害者職業センター

都道府県に1カ所以上あり、障害者手帳の有無を問わず障害のある方を対象に、就業・復職に向けての相談、職業能力等の評価、就職前の支援、就職後の職場適応のための援助などのサービスを提供しています。

障害者就業・生活支援センター

より身近な地域で、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を行います。

障害者職業能力開発

障害のある方が働く上で必要な基礎知識や技術を身につけるための職業訓練を行います。全国19校の障害者職業能力開発校のほか、全都道府県で企業や社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関など、地域の多様な能力開発施設を活用して、委託訓練を行っています。

相談や計画に関するサービス

相談支援専門員が、利用者の状況や希望にそって、適切なサービスの組み合わせを考えてケアプランを作成し、連絡・調整します。

ケアマネージャーが、利用者の状況や希望にそって自宅でのケアプランを作成し、介護サービスの連絡・調整をします。

在宅生活を支援するサービス

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、調理、洗濯、掃除等の家事や、食事、入浴、排泄などの介護、生活に関する助言などを行います。

普段介護している家族などが自宅で介護できないときに、利用者が一時的に施設に入所して、食事、入浴、排泄等の介護等必要なサービスを利用します。

住まいの場としてのサービス

利用者が施設に入所して、主に夜間に、食事、入浴、排泄等の介護、相談、助言のほか、日常生活上の支援サービスを利用します。

利用者が数人で共同生活する住居です。支援員が、主に夜間に食事、入浴、排泄等の介護など援助を行います。

通所

屋間の生活を支援するサービス

生活介護
利用者が施設に通って、主に屋間に、食事、入浴、排泄等の介護、相談、助言のほか、日常生活上の支援サービスを利用します。創作的活動・生産活動の機会や、身体機能や生活能力の向上のためのサービスもあります。

通所介護
利用者が、ディサービスセンターなどに通い、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで利用するサービスです。心身機能の維持向上のためのサービスもあります。

リハビリや訓練のためのサービス

自立訓練
利用者が、施設または自宅で、理学療法、作業療法等のリハビリテーションや生活に関する相談・助言等のサービスを利用します。コミュニケーションや家事などの実践的なトレーニングを中心に復職をかねて地域での、生活を支援します。利用期間は2年以内です。

就労移行支援
65歳未満で就労を希望する方が、生産活動や職場体験などを通して必要な知識や能力を養い適性に合った職場への就労と定着をめざします。利用期間は2年以内です。

通所リハ
利用者が介護保険施設や医療機関に通い理学療法や作業療法などを通して、心身機能の維持回復を図るサービスです。

就労継続支援
通常の事業所で働くことが困難な方が、就労や生産活動する機会をもち、知識や能力の向上を目指します。利用期間の制限はありません。

復帰

地域生活を支援するサービス

地域活動支援センター
身近な地域で創作的活動や生産活動の機会をもち、交流する場です。

移動支援
社会参加のための外出(市役所や金融機関、冠婚葬祭、買い物、レクリエーション、映画館など)を支援します。

参考資料：国立障害者リハビリテーションセンター 高次脳機能障害情報・支援センターHPから引用